

## 港区地域防災計画(令和6年3月修正)（素案）概要

### 修正について

#### ■ 計画修正の背景と課題

令和4年5月、東京都防災会議は約10年ぶりに首都直下地震等による被害の想定を見直し公表をしました。これを受け、各地区では、本年3月、独自にこの被害想定を踏まえた区内各地区における被害の想定について、追加で調査・分析をし、各地において想定される被害・問題を港区においての首都直下地震被害想定の調査・分析結果」として明らかにしています。

また、本年5月、国の中央防災会議は、「防災基本計画」を修正し、公表したほか、同月、東京都防災会議は、昨年4月の被害想定において明らかになった震災リスクを踏まえて修正した「東京都地域防災計画」を公表しています。

こうしたことなどを踏まえ、被害想定で明らかになつた震災リスクから、区民や来街者の生命、身体、財産を守り、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させため、東京都を始めとする関係機関と連携し、区の総力を挙げて防災対策を進めようとしての羅針盤となる「港区地域防災計画」を修正します。

#### 第1部総則

##### ■ 総論(1-1～)

地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36(1961)年法律第223号)、第42条の規定に基づき、港区防災会議が作成するものです。

災会議が作成する災害(災害対策基本法第2条第1号の災害をいう。以下同じ。)に關し、区、区民、事業者、防災関係機関等で連携を図ることにより、「自助」「公助」「公助」を実現し、区及び地域における防災開発機関等がその全機能を有効に發揮して、その所掌による震災予防・震災応急対策及び震災復興を目的的に行なうことを目とします。この計画は、「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」等と整合性を図ります。

#### ■ 減災目標(1-5)

東京都が目指す、「2040年代の目指すべき東京の姿」も踏まえ、中間地點である令和12(2030)年度までの目標達成に向けて、防災の基本理念である「自助」「公助」「公助」に基づく区、区民、事業者の連携により、地域の防災力を向上し、災害に強い都心づくりを進めていきます。

#### 減災目標

##### 令和12(2030)年度までに、首都直下地震等による人の・物的被害を概ね半減させる

#### ■ 3つの柱と分野横断的視点(1-6)

##### 減災目標の実現に向けて、以下の3つの柱と分野横断的な視点に基づき防災対策を具体化します。

###### 3つの柱

###### 分野横断的視点

① 家庭や地域における財産・減災対策の推進	② 区民の生命、身体、財産と港内の橋市機能を守る防災体制の強化	③ 全社会が防災の安全で豊かな生活環境と早期の日常生活の回復
一人ひとりの防災・減災対策を加え、町会、自治会、ボランティア等で運営し、地域の能力を結集して防災力を高めていく	区等の業務機能体制の構築などにより、区民の生活機能の質を保ち、区民の重要な機能を守り抜く	以下の分野横断的な視点も加え、対策強化の視点とともに、具体的な取り組みをとりまとめる

連携

#### ■ 港区の現状と被害想定(抜粋)(1-24)

	H24 東京湾北部地震	R4 都心南部直下地震	H24 地震	増減数(変化率)
【規模】				
震度別面積率	6 強	6 強	冬の夕方 8 時(風速) 8 m/s	27.9%
震度別面積率	6 強	6 強	冬の夕方(風速) 8 m/s	21% (4.0)
震度別面積率	7	7	冬の夕方	-21% (0.8)
人の被害 死者	200 人	200 人	冬の夕方	0.2% (2.0)
人の被害 負傷者	9,127 人	9,127 人	冬の夕方	-73 人 (0.6)
建物被害 全壊棟数	2,150 棟	2,150 棟	冬の夕方	-3,853 人 (0.6)
地盤火災	276 棟	276 棟	冬の夕方	-1,368 棟 (0.4)
ライフライン 電力施設	停電率: 23.4%	停電率: 23.4%	冬の夕方	-253 棟 (0.1)
ライフライン 通信施設	不通率: 1.9%	不通率: 1.9%	冬の夕方	-13% (0.5)
ライフライン ガス施設	供給停止率: 77.5~100.0%	供給停止率: 77.5~100.0%	冬の夕方	-31.5%~ -53.8% (0.3)
ライフライン 上水道施設	崩壊率: 14.5%	崩壊率: 14.5%	冬の夕方	-31% (0.4)
ライフライン 下水道施設	下水道管きず被害率: 28.0%	下水道管きず被害率: 28.0%	冬の夕方	-23% (0.2)
エレベーター 閉じ込め台数	745 台	745 台	冬の夕方	612 台 (1.8)
避難者	51,313 人	51,313 人	冬の夕方	7,095 人 (1.1)
滞留者	1,052,117 人	1,052,117 人	冬の夕方	5,615 人 (1.0)
帰宅困難者	468,794 人	468,794 人	冬の夕方	62,578 人 (1.1)

#### ■ 各地区の街づくりの現状と課題(1-37)

港区における首都直下地震被害想定の調査・分析に基づく各地域の課題を整理。各地域の特徴的な課題は以下のとおり



芝地区地区の北側を中心に、液状化危険度が高いエリアが分布していることから、木造家屋を中心とした傾斜地の被害が発生し、高速道路の出入口周辺を中心に、道路交通全体が混乱・麻痺する可能性があります。赤坂地区南青山四丁目に急傾斜地崩壊危険度ランクが高い土砂災害警戒区域がみられるほか、危険性があると想定される土砂災害警戒区域も地区内に複数みられるため、急傾斜地崩壊が起こると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難な状況が発生する可能性があります。高輪地区三田四丁目、高輪一～四丁目、白金台一、二丁目に危険度が高い土砂災害警戒区域があるため、これらの区域で急傾斜地崩壊が起ると、周辺の坂道に土砂が堆積し、通行困難になる可能性があります。また、地震発生時には品川駅周辺や高輪ゲートウエイ駅周辺を中心とした多くの帰宅困難者が発生する可能性があります。また、台場は観光地となることで多くの商業施設があることから、休日には買い物等による来訪者が多く、多数の帰宅困難者が発生する可能性があります。また、高層ビルやタワーマンションでは、強い揺れや停電等に伴い、エレベーターの停止や、建物は無事でも生活の継続が難しいとして避難所等に避難する人が発生する可能性があります。

## 第2部 地域防災計画(2-1~)

災害予防戦略における災害対策としては、災害の規模によつては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあります。最新の知見に基づき、起これ得る災害及びその災害に想定する災害を推進しています。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第2部 地域防災計画	
第1章 災害に対する方針	
第2章 施設の整備方針	
第3章 災害に対する方針	
第4章 災害に対する方針	
第5章 災害に対する方針	
第6章 灾害に対する方針	
第7章 灾害に対する方針	
第8章 灾害に対する方針	
第9章 灾害に対する方針	
第10章 灾害に対する方針	
第11章 灾害に対する方針	
第12章 灾害に対する方針	
第13章 灾害に対する方針	
第14章 灾害に対する方針	

### 第3部 地域防災計画(3-1~)

災害が発生した場合には、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測をし、発災直後は被災規模を把握を、それを早期に行なうとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報を基づき、生命及び身体の安全を守ることを優先に、人材・物資・資金等災害応急対策に必要な資源を適切に配分することによって、また、被災者のニーズに柔軟かつ機動的に応じるとともに、要配慮者への配慮など、被災者の年齢、性別、災害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第3部 地域防災計画	
第1章 災害に対する方針	
第2章 施設の整備方針	
第3章 灾害に対する方針	
第4章 灾害に対する方針	
第5章 灾害に対する方針	
第6章 灾害に対する方針	
第7章 灾害に対する方針	
第8章 灾害に対する方針	
第9章 灾害に対する方針	
第10章 灾害に対する方針	
第11章 灾害に対する方針	
第12章 灾害に対する方針	
第13章 灾害に対する方針	
第14章 灾害に対する方針	
第15章 灾害に対する方針	
第16章 灾害に対する方針	
第17章 灾害に対する方針	
第18章 灾害に対する方針	
第19章 灾害に対する方針	
第20章 灾害に対する方針	
第21章 灾害に対する方針	
第22章 灾害に対する方針	
第23章 灾害に対する方針	
第24章 灾害に対する方針	
第25章 灾害に対する方針	

### 第4部 地域防災計画(4-1~)

災害復旧・復興段階における内容としては、発災後速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図ることとしています。

本計画修正における主な修正事項は以下の通りです。

第4部 地域防災計画(4-1~)	
第1章 地域防災計画	
第2章 地域防災計画	
第3章 地域防災計画	
第4章 地域防災計画	

### 第4部 地域防災計画(風水害編)の修正事項

地域防災計画(風水害編)において修正した事項で、風水害編に修正が必要な事項を反映させるとともに、修正が必要な事項の更新を行っています。

■浸水想定区域等に位置する要配慮者施設(2-11~)

水防護等により、浸水想定区域等に位置する要配慮者施設が義務となります。今回の計画修正で、水防護等に位置する要配慮者施設を新たに位置づけています。今後、区が事業者の業務支援により、対象施設が効率的に計画を作成し、訓練を実施できる体制を構築していきます。

第4部 地域防災計画(風水害編)	
第1章 地域防災計画	
第2章 地域防災計画	
第3章 地域防災計画	
第4章 地域防災計画	

》誰もが安心で安心できる災害に強いまち「港区」の実現に向けて

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 修正の目的

『港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果（R5.3）』で明らかになつた震災リスクから、区民や来街者の生命、身体、財産を守り、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させるため、東京都を始めとする関係機関と連携し、区の総力を挙げて防災対策を進めるうえでの羅針盤となる港区地域防災計画を修正します。

## 修正の方向性

国「内閣府」

防災基本計画の修正  
(R5.30)

- 主な修正項目
  - ・多様な主体と連携した被災者支援
  - ・国民への情報伝達
  - ・デジタル技術の活用

首都直下地震等による東京の被害想定  
(R4.5.25)

東京都地域防災基本計画の修正  
(R5年修正)

- 修正のポイント
  - ・10年間の社会環境の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識
  - ・3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定
  - ・減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

港区地域防災計画の修正(R5予定)

## 修正のポイント

社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題整理と基本認識

ポイント  
1

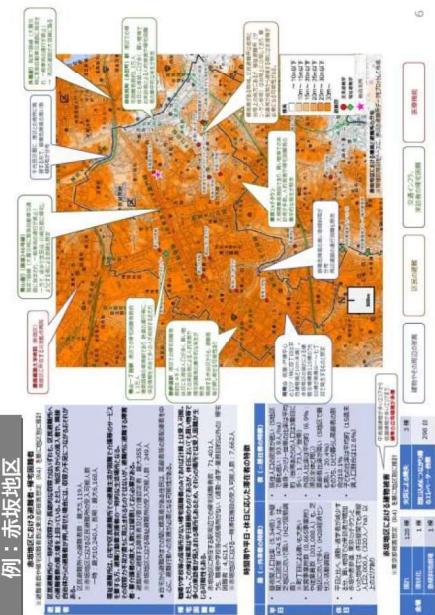
3つの柱と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

ポイント  
2

減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

## 港区

港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果(R5.3)の概要



港区において都心南部直下地震で想定される被害

港区全体及び各地域における主要な課題の整理

港区における被害を軽減するための主な対策の方針性「地区別に整理」

6

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題整理と基本認識

### 社会環境の変化、被害想定を踏まえた課題整理

#### 解決に向けた基本認識

家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、今後、活性化させることによる被害低減効果は大きい

- ▶ 自主防災組織の活動数は3割減  
【活動頻度(防災訓練)(H23-R2) 約0.17(36/218) 回 ➔ 0.12(27/227) 回／年】
- ▶ コロナ過等で企業のテレワークは大きく進展  
【テレワーク実施率14.8% ➔ 64.3%】※
- ▶ 今後の自助・共助の取組促進により、被害は大幅に減少する見込み（被害想定）

道路閉塞や中枢機能を支える行政施設・ライフラインの被害により応急対策が遅延するおそれ

- ▶ 沿道建築物の耐震化は道半ば  
【特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化86.4% ➔ 94.3%】
- ▶ 熊本地震では一部市町で庁舎が損壊し、災対本部移転を余儀なくされるなど初動対応が混乱
- ▶ ライフラインの基幹施設の被災による復旧の長期化のおそれ（被害想定）

区民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

- ▶ スマートフォンの普及率は約6倍  
【スマートフォン世帯保有率14.6% ➔ 93.0%】※
- ▶ 在宅避難が可能な耐震性能の高いタワーマンション等の超高层建築物は約4割増加※
- ▶ 令和2（2018）年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後に感染者が急増

### 被災者の早期の生活復旧

すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を回復することが必要

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

ポイント  
1

## 3つの柱と分野横断的視点に基づく減災目標の設定

基本認識のもと、3つの柱と分野横断的な視点に基づき、減災目標を設定するとともに、その実現に向けた指標や防災対策を具体化します。

### 3つの柱と分野横断的視点

柱 01 家庭や地域における 防災・減災対策の推進	柱 02 区民の生命、身体、財産と港区の 都市機能を守る応急体制の強化	柱 03 すべての被災者の安全で質の高い 生活環境と早期の日常生活の回復
一人ひとりの防災・減災対策に加え、 町会、自治会、ボランティア等が連 携し、地域の総力を結集して防災力 を高めていく	区等の業務継続体制の確実な確保や 都市基盤の回復などにより、区民の 生命、身体、財産と地域社会の重い な機能を守り抜く	居住形態の変化等も踏まえ、被災者 の生活環境の質を高めるとともに、 区民一人ひとりの日常を一日も早く 取り戻す

以下の分野横断的な視点も加え、対策強化に向けた具体的な取組をとりまとめ

- ハード対策
  - 多様性
  - 防災DX
  - 人口構造
- すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」の加速化
- 被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や子ども、要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
- 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
- 若い世代の減少や高齢化など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

連携

東京都や関係機関など、各主体との一層の連携強化により、各防災施策を重層化

### 減災目標

東京都が目指す「2040年代の目指すべき東京の姿」も踏まえ、中間地点である  
**令和12（2030）年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させる**

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## ポイント 2

### 減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

#### 減災目標の達成 令和12（2030）年度に向けた指標※

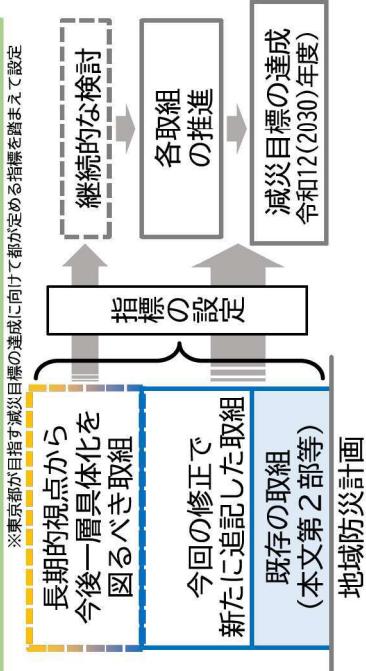
柱 01	家庭や地域における 防災・減災対策の推進	初期消火対策実施率（消火器設置） 家具類の転倒・落下・移動防止対策 自助の備えを講じている割合	60% 100% 100%	▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（令和7（2025）年度） ▶ 特定沿道耐震化率 100% ▶ 一般沿道耐震化率 90% ▶ 受援応援計画等の策定 ▶ 一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合 70% ▶ 一時滞在施設の確保推進 地区ごと100%
柱 02	区民の生命、身体、財産と港区の 都市機能を守る応急体制の強化	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（令和7（2025）年度） ▶ 特定沿道耐震化率 100% ▶ 一般沿道耐震化率 90% ▶ 受援応援計画等の策定 ▶ 一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合 70% ▶ 一時滞在施設の確保推進 地区ごと100%		

#### 分野横断的な視点：ハード対策

- ▶ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 【・特定沿道 耐震化率 100%（令和7（2025）年度）一般沿道 耐震化率 90%（令和7（2025）年度）】
- ▶ 住宅の耐震化 【旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消 令和7（2025）年度、新耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅を半減 令和12（2030）年度】
- ▶ 無電柱化の推進 【緊急輸送道路50% 令和6（2024）年度】

#### 減災目標の達成に向けた取組

- ▶ 社会環境の変化等を踏まえた対策を「重点事項」として位置付け
- ▶ 令和6（2024）年3月修正に向けた検討において、各主体の役割や取組が整理できたものは、第2部・第3部等にその内容を記載
- ▶ 減災目標の確実な達成のため、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組は、継続的に検討し、各取組を推進



# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

国「内閣府」

## 防災基本計画の修正 (R5.30)

- 主な修正項目
  - ・多様な主体と連携した被災者支援
  - ・国民への情報伝達
  - ・デジタル技術の活用

## 首都直下地震等による東京の被害想定 (R4.5.25)

### 東京都地域防災基本計画の修正 (R5年修正)

#### 修正のポイント

- ・10年間の変化等を踏まえた課題と解決に向けた基本認識
- ・3つの視点と分野横断的視点に基づく減災目標の設定
- ・減災目標とその達成に向けた指標及び主な取組

港区

## 港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果(R5.3)の概要



## 主な取組

項目	内容
建設物等の耐震対策促進	要配慮者への配慮
帰宅困難者対策の強化	マンション等の共同住宅における防災活動
修正のポイント	修正のポイント
修正のポイント	修正のポイント
修正のポイント	修正のポイント
取組内容	取組内容
取組内容	取組内容
取組内容	取組内容

## 修正事項

### 港区地域防災計画(令和6(2024)年3月修正) における修正事項と主な取組

誰もが安全で安心できる災害に強いまち「港区」の実現に向けて

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 港区地域防災計画震災編の修正を行った章(抜粋)と修正事項

項目	章	反映事項	主な修正事項
【例】<上位計画の修正等に基づく修正>			
第1部 総則	第1章 総論	計画関係図の修正、減災目標、計画の目標	国 ……防災基本計画
第1部 総則	第2章 港区の現状と被害想定	被災想定、津波浸水化シミュレーション	都 ……東京都地域防災計画
第1部 総則	第3章 各地区の街づくりの現状と課題	地区別問題	区 ……港区における首都直下地震被害想定の調査・分析結果(R5.3)
第1部 総則	第4章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	減災目標の達成に向けた取組	<3つの柱に關する修正>
<3つの柱や地域においての防災減災対策推進>			
第2部 震災予防計画	第1章 防災街づくり	被災想定の対策の方向性・到達目標更新	住01 ……家庭や地域においての防災減災対策推進
第2部 震災予防計画	第2章 施設構造物等の安全化	ブロック解等の安全化、太陽光発電設備等の設置促進	住02 ……区民の生命と港区の都市機能を守るため体制の強化
第2部 震災予防計画	第4章 帰宅困難者対策	一民政局施設の確保、滞留者協議会への支援	住03 ……すべての被災者の安全で豊かな生活環境と早朝の日常生活の回復
第2部 震災予防計画	第5章 団民等の防災行動力の向上	市民への防災知識普及啓発会、ボランティアセンターの活動拠点の記載	<分野横断的視点に關する修正>
第2部 震災予防計画	第6章 災害時要配慮者の安全管理	個別避難計画の作成、外国人に向けた情報発信	住04 ……ハード対策・すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」の加速化
第2部 震災予防計画	第7章 共同住宅の防災対策	EV開拓ため防災訓練	住05 ……被災経験や被災地支援の教訓を活かす多様性・女性や要配慮者など多様性を防災対策に反映
第2部 震災予防計画	第9章 情報連絡体制の整備	地域災害情報システムの活用した情報伝達体制の整備充実	防災DX ……防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
第2部 震災予防計画	第10章 避難者対策	多様な避難者に配慮した避難施設の整備、災対応童相談所の機能	人口増加・若い世代の減少や高齢化など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進
第2部 震災予防計画	第11章 救援・医療救護体制の整備	寄託制度を活用した備蓄、災害医療コータンセンターとの連携	
第2部 震災予防計画	第12章 業務继续計画の策定	受援施設の策定・態勢構築	
第2部 震災予防計画	第14章 津波対策	適切な津波警報等の情報伝達の体制整備	
第3部 震災応急対策計画			
第3部 震災応急対策計画	第4章 相互協力・派遣要請	都と隣接市町村等の相互協力の体制構築、舟形町との協定の締結	
第3部 震災応急対策計画	第5章 情報連絡活動計画	地域災害情報システムを中心としたタイムリーな情報伝達	
第3部 震災応急対策計画	第6章 洪水・危険物等対策	東京都認定協定協会団体と連携した石綿露出状況調査等の実施	
第3部 震災応急対策計画	第8章 波難に関する計画	福祉施設所への避難方法、要配慮者の適切な避難説明	
第3部 震災応急対策計画	第9章 要配慮者の支援能勢	個別避難計画の効果的な活用、災対異常相談所の機能	
第3部 震災応急対策計画	第11章 医療救護等の計画	水上バス等を用いた移送、個別支援計画を元にした在宅人工呼吸器使用者の対応	
第3部 震災応急対策計画	第14章 障害物除去・ごみ・し尿・がれき処理計画	ボランティア・市民活動団体との連携	
第3部 震災応急対策計画	第15章 通水の取扱い	海沿岸を遭遇する所の予定場所に記載	
第3部 震災応急対策計画	第16章 応急住宅対策計画	被災地危険度判定・高齢者等に配慮した応急仮設住宅の供給	
第3部 震災応急対策計画	第18章 応急教育計画	災害防災意識相談所との連携	
第3部 震災応急対策計画	第21章 帰宅困難者対策	帰宅困難者に対するオペレーションシステムの活用、様々な手段を用いた情報提供や安全な帰宅の周知	
第3部 震災応急対策計画	第22章 外国人支援対策	港区国際防災ボランティアを対象地区本部で活用	
第3部 震災応急対策計画	第24章 津波対策	要配慮者に向けた情報伝達	
第3部 震災応急対策計画	第25章 機械制御装置や火山噴火、感染症などの複合災害発生時に起さうる事象を整理	大規模制御装置や火山噴火、感染症などの複合災害発生時に起さうる事象を整理	
第4部 震災復興計画			
第4部 震災復興計画	第1章 復興の基本的考え方	被災困難者に対するオペレーションシステムの活用、様々な手段を用いた情報提供や安全な帰宅の周知	多様な視点や災害開催死対策などの観点
第4部 震災復興計画	第3章 生活の安定	都と連携した被災者センサスの実施	
第4部 震災復興計画	第4章 り賃証明の発行	被災者賃貸支援業務へのデジタル技術の積極的活用	

# 港区地域防災計画 震災編（令和6（2024）年3月修正）の概要

## 各機関における修正事項

東京都建設局第一建設事務所、東京都港湾局、東京都水道局、東京都下水道局、東京都交通局  
東京都地域防災計画に基づく内容を反映

### 日本郵便株式会社

- 1-5-2 指定公共機関の役割の業務内容を修正  
4-3-4 租税等の徵収猶予及び減免  
救急援護の特例の記載内容の更新(簡易保険 → 勉かんぼ生命など複数個所)

### 東京消防庁

- 2-2-2 家具類の転倒等防止対策普及強化  
2-3-3 消防団体制の強化  
3-10-1 外国人への救助急救対応強化  
※減災目標を踏まえた初期消火能力の向上

### 東日本電信電話会社

- 1-5-2 指定公共機関の役割の業務内容を修正  
2-2-3 ライフライン施設の安全化  
通信施設の追記(通信設備等の耐震化、機関の通信回線の冗長化など)

### 首都高速道路株式会社

- 3-1 応急復旧活動フロー  
初動体制の内容を追記  
3-20 応急復旧活動フロー  
即時対応期の対応項目だったものを初動体制確立期に引き上げ

### 東海旅客鉄道株式会社

- 2-8-3 職員の防災教育及び訓練  
訓練の対象を東海地震から南海トラフ地震に修正

### 東京ガス株式会社

- 2-5-1 防災知識の普及啓発  
増上寺・梅院と区との三者協定

### 日本赤十字社

- 1-5-2 指定公共機関の役割  
義援金品等以外の内容を追記(赤十字ボランティア等)  
4-3-2 義援金配布計画  
義援金の受付募集/保管および配分の活動内容の記載内容を更新

### 警視庁

- 2-5-1 防災知識の普及啓発  
ホームページの記載内容を追記(マイコン復帰操作・復旧マイマップなど)  
3-5-3 広報及び広聴  
広報計画として広報内容にマイコン復帰方針等追記

### 自衛隊

- 3-15-1 遺体の取り扱い  
要請等の方法及び連絡先の変更(第一普通科連隊→第3部防衛班)
- 3-4-4 自衛隊災害派遣  
要請等の方法及び連絡先の変更(第一普通科連隊→第3部防衛班)